

第10回板橋区立学校適正規模及び適正配置審議会

開会日時 平成23年 9月 5日（月） 午後 3時00分
閉会日時 午後 5時00分
開会場所 区役所11階 第二委員会室

出席者

委員	渡部 邦雄	委員	角田 元良
委員	坂東 文昭	委員	大原 雅榮
委員	なんば 英一	委員	河野 ゆうき
委員	小林 公彦	委員	竹内 愛
委員	田中 やすのり	委員	平塚 幸雄
委員	細井 昭夫	委員	岡本 進
委員	安井 賢光	委員	北川 容子
委員	小澤 高嗣	委員	小川 達夫

出席事務局職員

事務局次長	浅島 和夫	庶務課長	矢嶋 吉雄
学務課長	森下 真博	指導室長	中川 修一
新しい学校づくり担当課長	田中 光輝	政策経営部長	渡邊 茂
政策企画課長	堺 由隆		

午後 3時00分 開会

会 長 それでは、皆様お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。時間になりましたので、第10回の審議会を開催したいと思います。本日は2名の委員が所要によりご欠席でございますが、〇〇委員は遅れていらっしゃるということです。また、〇〇委員の代理として同じく中学校PTAの〇〇委員にご出席いただきました。16名の委員の方に出席いただいておりますので、審議会は成立いたしました。

本日傍聴の方はいらっしゃらないですね、それでは、7月4日に開かれました第9回の審議会の会議録につきまして、事務局から報告をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

事 務 局 第9回審議会の会議録につきましては資料1のとおりでございます。訂正等必要な箇所がございましたら、別途事務局までご連絡をお願いいたします。特に訂正の必要がないようであれば、この内容につきまして区ホームページに掲載させていただきます。

審議会の概要につきましては、資料の3、第9回審議会における主な意見等として、まとめさせていただいております。前回審議会につきましては、委員構成に変更がありましたので、これまでの審議経過を確認させていただきました。

こうした中で今後の審議、答申の方向性につながる意見が多く出されました。各意見等につきましては、時間の関係もありますので省略をさせていただきます。

また、事務局から今後のスケジュール確認といたしまして、年内に中間のまとめを固めること、年度内に答申を出すということをお伝えしたところでございます。そして、小委員会に対しましては、答申に向けての論点整理、方向性の打ち出しというようなお願いをしたところでございます。

雑駁ですが、報告は以上ではございます。

会 長 ありがとうございます。資料は皆さん揃っておりますでしょうか。それでは、ただいま、前回審議会の会議録の概要についてご報告をいただいたわけですが、会議録の概要について何かご質問あるいは訂正等がございましたら、ご発言をお願いしたいと思います。

委 員 前回の審議会の、1ページ、2ページ目のつながりのところで、何か脱落していると思うのですが。文が繋がっていないのです。

会 長 確認いただいて、正確を期して訂正方お願いしたいと思います。委員の固有名詞についてもよろしくお願いします。

事 務 局 確認し、訂正させていただきたいと存じます。

会 長 外部に対するものでございますので、精査していただけたらというふうに思います。それ以外にどうでしょうか。なければ、会議録につきましては今の部分、訂正などをいただきまして、本件の資料の内容についてはご承認いただいたということにしたいと思います。では、あとは区のホームページで公開するよう、事務局の方で手続方お願いをしたい、そのように思います。

では、続きまして、8月2日に小委員会が開かれておりますので、その報告を事務局よりお願いしたいと思います。

事務局 その前に、資料の説明を事務局よりさせていただきます。

お手元に資料４、区立小・中学校の第一期建設年と改築・大規模改修年という資料がございます。こちらについて先にご説明させていただきます。

こちらは、前回、審議会でご要望のあった資料について提出させていただきました。区立小・中学校の建設年に関する資料でございまして、学校の校舎というのは場所によって工期が分かれておりまして、建物によっては１０年以上の建設年の開きがあるということが通常にございます。この資料では、校舎の中で一番古い建設年を拾って表示したものでございます。

また、参考資料として、中教審の会議資料を添付してあります。少々古いのですが、平成２０年１２月の会議に使用された「学校規模によるメリット・デメリット例」です。直接今回の審議会に使うということではないのですが、学校教育法施行規則による１２学級以上１８学級以下を標準の学校規模として考えた際に、小規模、大規模のメリット・デメリットについて整理されたものなので、ご参考までに提出させていただきました。

以上でございます。

事務局 それでは続きまして、８月２日に開催されました第１１回小委員会の報告と、あわせまして、本日の資料２につきまして説明させていただきます。

お手元には、それと別の資料、小委員会の主な意見というものが机上に配付をさせていただきました。

第１１回小委員会におきましては、答申に向けての論点整理、方向性の打ち出しという下命をお受けいたしましたので、これまで審議会で検討された内容を確認しながら、論点整理の方を行いました。これらをまとめたものが資料２となっております。

これから年内２回ほど審議会を持ちまして中間のまとめを作成するために、本日は、資料２に沿って、答申に盛り込むべき事項を、審議・決定していただければと思います。

大まかな答申の構成を意識しまして項目出しをしております。この資料２のつくりでございますけれども、項目ごとに、前段に小委員会で整理した結果を示しております。２ページ、３ページ目を開いていただくとお分かりかと思いますが、網掛けになっている部分につきましては小委員会審議と書いてありますけれども、実際の小委員会での審議の視点、さらには意見、審議経過、当日出された意見などがこちらに記載されております。あわせて参考にしていただければと思います。

それでは資料の説明に入らせていただきます。

項目は６点ございます。まず第１点目は、審議会の基本的な考え方についてでございます。こちらは、答申では書き出しの部分になるのではないかと考えております。

（３）では答申の方向性といたしまして、３点お示ししております。

①といたしましては、審議会として教育的観点を第一に答申をするということ。ひいては平成１３年答申との差別化、つまり統廃合ありきではないということ

表明するというものでございます。

②につきましては、平成13年答申については、総括する必要があるのではないかと。こちらにつきましては、統廃合の実績や児童・生徒数の下限を下回りながら着手しなかった学校の存在についても触れておくべきではないかというふうに小委員会では考えております。その他、ほかに記載すべき事項がないかご意見をいただければと考えております。

③ですけれども、平成13年答申以降の学校を取り巻く環境の変化について述べておく必要があると考えました。

この考えられる事象につきましては、(2)に列記をしております。触れ方につきましては、個々の説明にするのか、答申の書き出しの部分の流れの中で触れていくのか、どちらかになるのではないかと考えております。

これらは、まず審議会としての答申の前提になる部分でありますので、教育的観点に基づくことにつきましては、これまでの審議会でも確認をされてきたことだと思います。このほかには、児童・生徒の推移や将来予測のデータなど、その分析などについても示す必要があるというふうに考えております。

続きまして2番、教育上望ましい規模についてでございます。実際は、1番の規模につきましては既に確認されている数値でございます。2番では答申の方向性をお示ししております。

①、②では教育上望ましい規模の実現についてでございます。基本的スタンスである教育的観点、教育論、これらを前提に、望ましい規模を説明していくというものです。その流れといたしましては、メリット、デメリットを比較するのではなくて、メリット論から期待できる効果を示した方が、板橋区が目指す姿を明らかにするのではないかという意見になりました。

③、④につきましては、望ましい規模に満たない、あるいは上回る、規模以外の学校が即統廃合に結びつかないことをあらかじめ明らかにしておくということ。また、規模未満であるがゆえに望ましい教育環境ではないと結びつかないことを説明しておく必要があるということでございます。この説明につきましては、小規模校の特性を生かした教育の展開などを示す必要があるのではないかという意見がございました。

⑤答申の手順という部分につきましては、項目4の下回る場合、項目5の上回る場合の考え方で説明に使っていきたいと思います。

3番目の項目は、適正配置を検討する上での課題7項目についてでございます。この課題7項目につきましても、前回の審議会のところで説明したところでございますけれども、この取り扱いについて議論をいたしまして、まとめました。

①から④までございますけれども、取り扱いでは各項目の説明はせずに、事例の解決手順などを述べる際に触れるということでございます。

②は、これらを課題7項目と称してきたわけですが、これらは課題というのではなく、いわゆる適正配置を検討する際の視点として取り扱う。

さらに③、その際の表記を工夫するというところでございます。小委員会審議の網掛けのところ、3ページのところにもあります。この7項目の目出しが、ど

らかといいますと学校と地域の連携の問題、通学区域の展開など、重くのしかかるような感を抱かせています。ですので、視点とするからには、学校と地域の連携というような形で、以下7項目、表記に注意をしていくというようなことで考えております。

それ以外、(2)については追加項目についてでございます。こちらにつきましては財政面や改築の件、通学距離の視点、これらについて意見交換を行いました。

最終的には、特に通学距離の部分などは、審議会においても、それほど扱いがなかった関係で、最終的な決定までは至っておりません。

続きまして4番、望ましい規模を下回る場合の考え方についてでございます。こちらは答申の方向性といたしまして5点ございます。①は、答申において審議会としての行政の進め方を示すべきであるとしております。

②は、小規模校の良さを生かしての教育環境を学校・行政が一体となつてつくり出していくべきという方向性を打ち出しております。

③では、平成13年答申のような児童・生徒数の下限は示さないとしております。

先に一つ飛んで⑤のところですが、いわゆる支援を継続しても回復しない場合には、規模と配置(統廃合)について検討しなければならないなど、答申に示しておく必要があるということでございます。

④のところですが、記載してある部分につきましては、実際の行政が行う数量的、質的支援の方策とスケジュールを決定し、答申に盛り込んでおくべきだとしたものでございます。具体的にはいくつか示してあるのですが、実際に支援を要する学校地域への情報提供の時期や方法、学校や地域で検討に入るような時期、検討等を手がけ、その回復具合というのでしょうか、様子を見る猶予期間はどれぐらいにするのかなどが挙げられております。

続きまして、5番目は望ましい規模を上回る場合の考え方でございます。答申の方向性としては3点示しておりますけれども、いずれも小委員会においては最終的なところまでは決定に至りませんでした。本日、この部分につきましてご審議いただければと思います。

3点ありますが、①につきましては、前回の当審議会でも意見が出されておりましたが、新校の設置についてでございます。この部分については答申に盛り込むかどうかということでございます。

②は、子供たちの望ましい教育環境の視点から改築改修のあり方につきましてどのように表現をしていこうかということでございます。

③につきましては、新校設置、改築以外、どのような方策を提示していこうかということでございます。

続きまして6番目は、配置を検討する地域・学校についてでございます。

先に2番の答申の方向性のところですが、答申の方向性といたしましては①、②にありますが、具体的な学校名、地域名は出さず、類型化した事例モデルとして取り扱うこととしております。

④ですけれども、事例モデルへの方策を提示することで適正配置に対する審議会の考え方をまとめるということでございます。

③ですけれども、どのような方策、支援を行っていけば良いのか、この点につきまして議論は最後まで至りませんでした。

小委員会の審議のところにもございますが、地域への早目の情報提供をしていくべきであるとか、その下には最終的に学校を統廃合する際には、これまでのような1対1という扱いではなくて、周辺の数校を区域に統廃合を考えていくべきであるとか、様々な意見が出されております。総じてありましたのは、いわゆる答申が事例の検証に終わらないように、いわゆる適正配置の点についても審議会としての考え方が打ち出せれば良いのではないかなという意見が最終的にはございました。

資料2につきましての説明は以上でございます。

会 長 ありがとうございます。お話がありましたように、この審議会としては、答申の中間まとめについては年内まで、つまり12月までの間に粗々のものをまとめておきたいということでございます。これは前回のスケジュール案に示されております。そういうことを念頭に置きますと、年内と言いましても、あと11回、12回で、2回しかないのです。そういう中で中間のまとめ（案）を出すしますと、今から答申の柱立て、スケルトンと言いましょうか、そういうものを固めながら進めていきませんと、なかなか中間まとめまで至らないのではないかな、そのような気がいたしております。

今、事務局から、資料2の小委員会で論点整理などをしていただいたものをベースにして、6本のある程度の柱立てを示していただきました。小委員会での話、論点などもご説明をいただきました。これから、それらを参考にしながら資料2をたたき台として審議会の検討を進めていきたいと考えます。

項目として6つほど上がっていて、小委員会で話されたことが網掛けで出ております。それをもとにして網掛けの前の部分に事務局でまとめていただいている、こういうふうな資料でございます。

6本の柱ではありますが、1本目の審議会の基本的な考え方、これは既に第1回から何度か審議会の審議を重ねる中で、ほぼ皆さん方のご同意を得ている部分ではなかろうかと考えております。

同様に、2の教育上望ましい規模につきましても、これもそこに表もございますが、小学校12学級から18学級の学級数とか、児童・生徒数は1学級当たり20人から30人とか、こういったものも中教審、あるいはその他のところで話されておるような内容なども参考にしながら、この審議会としてある程度了解をしてきた部分ではなかろうかと、そのように私は考えておりますが、その2までぐらいは大体皆さん方のご同意を得ているように思います。

ただ、今事務局からご説明いただいたとおり、一部、幾つかの課題があつて、それについては審議会の委員の皆さんからご意見をちょうだいしたいというご説明がありました。ですから、それらについてはまた後で話していただきたいと思います。っております。

それから、あと6本分の柱の中で、3のところですか。適正配置を検討する上での課題。これは、視点としてはどうかという話がありました。それとか、あるいは望ましい規模を下回る場合とか、5番の上回る場合。それから6番の配置を検討する地域、学校。これらについてはまだまだご意見があろうかと思います。

以上、事務局のご説明をいただいたところでございますが、これから資料に沿って審議を進めていきたいというふうに思います。

それで、事務局にお伺いしたいと思いますが、1から6まで全部、通してご説明いただいたのですが、委員の方の中にも「いや、これは了解していたことと違う」ということがあるかもしれませんので、まず、1や2は、大体もうほとんどの皆さんが前から何回も審議を重ねているところですが、しかし、今日1、2あたりもご説明をいただいて、それからあと3、4と時間のかかる方に進めていきたいと思います。

そんなことで、事務局で1番から柱立てに沿って、1、2は特に簡単で結構ですが、質問とかご意見をいただいた上で、あれば出していただきたいと思いますけれども、いかがですか。

既に先ほどお話しいただいたのですが、たくさん通していますので、もう一回改めて整理していただきたいと思います。

事務局で説明していただいた後、小委員会の先生方に何度も会議を開いて討議していただいておりますので、その辺でこれはこういう意味だとか、あるいはこういう論議がおきていたとかありましたら、ご発言をいただければありがたいと思います。では、まず1からお願いいたします。

事務局 まず、1の審議会の基本的な考え方についてでございます。本日ここで確認していただきたいのは、(3)の答申の方向性です。この部分についてでございます。まさにあるとおり、①、②、③というところですが、①は教育的観点を第一に、平成13年答申との、言葉は強いのですが、差別化をしますということと、②は答申の書き出しの部分に当たりますので、平成13年答申の総括をしますと、この総括に関しては統廃合等のこれまでの取り組みの実績であったり、着手できなかった学校の存在というものが今は挙げられております。ほかにも総括に関して記載すべき事項があればご意見いただければと思います。

③でございますが、平成13年答申以降、学校を取り巻く環境の変化について、これは1の(2)に列記してございますが、こちらの変化について答申の冒頭では述べる必要があるでしょうということで、この3点について確認していただければと思います。

会長 ありがとうございます。小委員会の先生方、何かご発言、補足等、感想でも結構ですが、よろしいですか。後での各論でいいですか。

それでは今、答申の方向性について、これらについても既に何回かご審議いただいておりますけれども、(3)①、②、③でございます。13年答申についての総括ということを書きたいということでございますが、具体的にどう表すか、具体的な文言が文章化されないと、ここが不足だとか、もうちょっと強くとか弱くとか色々あろうと思いますけれども、こういうことについて書きたいというこ

とでございます。

これについていかがかということと、もう一つは、③の方では環境変化ということでも触れておきたい。その触れ方については上にあります（２）のところにドットが打ってございますが、そういったことなどをもとにしながら、環境の変化、１３年答申以降、かくかくしかじかということであるということも触れて、基本的な考え方について教育的な観点から書いていきたいということの大まかなスタンスでございます。これはいかがでしょうか。

委員 私も前回からこの審議会の委員になったものですから、不勉強で申しわけないのですが、方向性として、１３年度答申のときは統廃合ありきだったと、今回は統廃合ありきじゃないよということですか。なぜそういう方向なのか教えてください。

事務局 小委員会での議論もそうですが、まず、「統廃合ありき」というのは強烈な表現ですが、１３年答申だけを見ると、全て統廃合に持っていくというものでもないということは前置きをしておきたいと思います。

今回の新しい答申のところでは、少し先の項目になってしまいますけれども、教育上望ましい規模と今の学校が即統廃合には結びつかないとか、行政や地域で様々な方策をして、例えば児童・生徒数の回復に向けての取り組みであるとか、魅力ある教育の展開であるとか、様々な方策をしていきますという観点では、すぐさま統廃合には結びつかないという色合いなのではないかという、これまでの審議会の審議であったり、小委員会での審議の結果から、そのような表現になっています。

委員 当時のことを考えると、幾つかその後、統廃合になっている学校があるわけですが、当時と少し状況が変わっているのは、学校選択制などが始まっています。学校選択制というのも、我々議会の中でも色々議論があることで、地域がどんどんなくなっていくというふうな話も議論としてあるのです。これは審議会の答申であって、教育委員会が決めたことではないわけですが、例えばこの方向性で決まったとすると、学校選択制も必ず関わってくるのだと思うのですが、その点はどうか。

事務局 学校選択制につきましては、小学校については取り扱いが変更になっているところもございます。これまで小委員会の審議の中でも、審議会でも、選択制との関連につきましては当然出てきておりますが、学校選択制の制度の存続云々という、そこまでの深い議論につきましては行っていない状況です。

会長 これについては、では〇〇さんどうぞ。

委員 学校選択制についてですが、昨年度、学校選択制についてどうするか検討会が行われました。来年度から始まるのですが、制度が若干変わった形で決まっています。私たちが随分時間をかけて学校選択制の審議を重ねて、学校選択制があるから自分の地域の子供が違う学区に行っているのかという部分の検証を随分やったのです。

結論としましては、学校選択制がない時、要するに学区域制のときにでも、今

と同程度の割合で学区域外に行っているという現実が、実はあるのです。ですから、選択制にした時と昔と比べても、数字の上で本当に数%、1%か2%の違いでしかないのです。あともう一つは、選択制を既にもう何年間も続けている。これは、保護者にとっては学校を自由に選べるというメリットだけで、デメリットは何もないので、これを今さらばっさり切るのも難しいだろうという結論が出ました。

ただ、選択制は残しながら、なるべく地域の学校に行ってもらいたいということで、隣接選択制ということにして、自分の学区域とその隣までは行けるけれども、隣の学区域を超えてさらに遠くへという、これはやめましょうということになりました。この理由としては、主に小学校1年生を考えた場合に、6歳の子が1キロも2キロも先の学校に行くというのは、これは体力的なもの、それから安全面もあって、やめましょうと。ただし、学区域から隣に行く場合でも、本当に合理性があって、学区域の指定された学校よりも近いとか、そっちの方が安全に行けるという理由ももちろんあって、それが今までの学区域制での、他区域への入学になっていますので、地域の方が言われるほど、選択制によって子供たちがばらばらになったという事実が実はなかったもので、そういうことになりました。

会長 ありがとうございます。学校選択制というのは、別途また会があるわけで、そちらの審議内容等についても参考にしようということは、この審議会でも既に確認されています。そんなことで今、新しい情報を伺いました。ありがとうございます。

委員 今ご指摘の内容は、我々も認識しているのです。学校選択制によって、それとかなりパーセンテージが変わったというのではないのですけど、それも認識しているところですけれど、要するに13年の後に、教育委員会事務局として、ターゲットとして幾つか減らしていこうという意図というか、そういった部分というのは、私は、当時のことを考えるとあったのではないかなと。

だけど、今はそれで減らさなくてもいいというふうに行政として考えられているのかどうか。そこら辺について、こういうふうな方向なので、もう数を減らすことはしない方がいいのではないかというふうな判断なのかなというように、私は勝手に捉えてしまっているのですけれど、その点は、答えにくいことですが、

会長 これはなかなか微妙なところでございまして。

事務局 教育委員会としてというか、区としてこの審議会を作ったということは、統廃合をしなくてもいいという表現ではないわけです。あくまでも教育的な観点で子供たちを、本当にいい教育的環境の中で育てるために、それにそぐわない状況が出てきた場合には、やはり統廃合ももちろん必要ですし、新しい学校を何とかつくる努力をしなければいけないということも必要だということです。初めから統廃合有りとか無しということはないという意味です。

会長 ありがとうございます。そのような趣旨で。

委員 それで、「教育的観点」ということが、まず第1番目に出てくるわけですが、でも、教育的観点で、では何があるのかなということ、「教育環境の整備を第一」

という。この「教育環境の整備第一」とは何なのかなと見ると、今度は「教育上望ましい規模」という数が、またバンと出てきてしまっています。

これを見ると、教育的観点というのは、結局、数に集約しているのかという誤解を生みかねないので、この教育的観点、それから教育的環境の整備というものについては、第一と言っているわけですから、規模だけではなしに他に何があるのか。ここをもう少し明らかにしてもらいたい。教育的観点がいっぱいある選択肢の中で、その中の one of them にこういう規模もあるということであれば、教育的観点も十分議論されたのだろうなと思うわけです。

このままでは教育的観点というのが望ましい規模だけになってしまう恐れがあるので、その辺を、教育的観点、教育環境の整備というところについて言えば、これ以外に何があるのかというところを明らかにしていただきたいと思います。

会長 これにつきましては、規模との関連もあるし、2のところでは教育的な観点についてまた論ずるのですか。ここでやるか、あるいは1の基本的な考えではっきり言うておいて、2の方の規模のところでは、もう一回また前提にして踏まえるのでしょうかね。

委員 もう一つ言えば、その後、ずっと読んでみていくと、大項目の4、望ましい規模を下回る場合の考え方ということで、5番目に、ここでちょっと本音が出てきちゃったんです。「全面的に支援をしても回復しない場合には、規模と配置、統廃合について検討しなければならない等を明示する」。考えがはっきり打ち出されてきてしまっているわけです。住民の、そこの地域の考えだとか、そういうことではない。答申の中で決めましたよということが出てきてしまっているわけです。だから、もう少しそこは掘り下げて、本当に教育的観点を、私は数だけではないと思います。そこの教員の人の力ということもあるだろうし、その学校が見直していくべきビジョンというものもあるだろうし、そこの掘り下げをやらないと、どうしても数が前面に出てきてしまっているのかなと思います。

会長 ありがとうございます。今、キーワードになっている教育的観点、教育環境の整備ということでございますが、これも大分前から話は出てきているわけです。

今、委員から1とか2、あるいは4とか出てまいりましたが、全般に関わる大前提なものです。小委員会で補足をしてもらってもいいし、いずれにせよ、これは1の基本的な考え方のところではそれを書き込まなければいけないわけです。そういう意味では、決して数だけの問題ではないということは当然に共通認識していると思いますが、その辺、小委員会の方で補足がありましたら参考までにお願いします。

委員 重要なお指摘であったと思います。小委員会でも教育環境の整備といった時に、それが即数量的なものを指すのではないあたりは十分に意識しながら審議してきたように思います。

例えば、資料2の、特に4ページの網掛け、上の方です。その真ん中あたりに、「行政の支援には数量的な側面、質的側面が考えられる」という記述がございます。私ども小委員会でも、子供にとって望ましい教育環境というのは、数量的な側面と質的な側面からつくり出していくものなのだというような認識を持って審

議をしてきたと思います。その質的な側面につきましても、行政は徹底的に可能な限りの支援をしていくべきであろうということをぜひ答申の中で盛り込みたいというのが小委員会の中でありまして、では、その「質的に支援」とは何かといえ、それは物的な環境、学校環境、そういう整備という問題もあるでしょうし、それから、先生方の質的向上というようなソフト的な部分もあるでしょうし、そういった先生方の授業力の向上ですとか、そういったものに対して行政が全面的に支援をしていこうではないかと。

それから、最終的に全面的に支援をしても回復しない場合には、規模と配置について検討しなければならないと明示するという、本音が見えていますねというご指摘がありましたけれども、小委員会の審議の中では、即そこが結論ということではなくて、数量的な、量的な側面、質的な側面から、全面的な支援をしてみてもなかなか望ましい教育環境が作り出しにくいですねというような状況が見えてきたら、そういう情報をいち早く地域にも情報提供して、そして、まず統廃合ありきとかということではなくて、そこで十分協議をしていただくことも必要ではないか、そういう猶予も必要ではないかと、私たち小委員会では捉えていたというふうに思っております。

そういうところが、先ほど出ている統廃合ありきという考え方との差別化を図るのだという理念に結実していくのだらうと、そういうふうに捉えております。

委員長 そういうご説明をされるのだらうと思います。ただ、公平な議論になっているのかということについて、まだ少し疑問が残るのは、4ページの望ましい規模を上回る場合の考え方、大規模校のケースです。

望ましい規模ということを基軸にして考えるのであれば、大規模校になった時には、当然、学校を新設しなくてはだめでしょうという結論になるのではないかなと私は思うのです。要は、統合しますよと言っておいて、一方で、大規模校が出てきた時には、そこは曖昧にしておくという形だと、公平的な議論を欠いているのではないのかなというふうに、私はこれを読んでいて思いました。

ですので、その辺は後の議論になるのでしょうけれども、整合性をどういうふうに持たせていくのかということについて考えなくてはいけないのだらうと思った次第です。

会長 ありがとうございます。今のところも、後段の部分などは、また5番のところでご意見をいただきたいと思います。

委員長 今、1番目ということによろしいわけですね。

一つは、簡単なところから言うと、(3)答申の方向性の③、平成13年答申以降の取り巻く環境の変化という記述と、平成13年答申以降の学校を取り巻く環境の変化というのは、同じことを言っているのかなと思うのですが、このことについて少し補足いただきたいのと、もう一つは、13年答申との違いですけど、先ほど課長からありました「学校統廃合ありきとの差別化」という表記が、非常に簡単というか、さらっとし過ぎているかなと思うのです。13年答申は大規模校についての記述がほとんどない、大規模校についての表記や議論がほとんどされていないということが、先ほど指摘がありましたように、私は1

3年答申との違いではないかと思うので、もう少しここを丁寧に説明しないと、すごく語弊があるし、過小規模校は統廃合する可能性がありますということになるのだったら、この評価との違いも余り感じないので、そこを少し丁寧にやる必要があると思います。

それから、13年答申の総括というところですけど、この審議会の基本的な考え方で、言う必要があるのか分からないのですけれど、13年答申のそのものというのが、今の審議会の議論と違うと思うのです。だから、そういう意味では、13年答申は過小規模校の統廃合をどうするかということが主な議論で、それに基づいて統廃合が行われてきたということなので、「下限を下回りながら着手しなかった学校の存在がある」と言ってしまうと、今の審議会の議論とずれてくるのではないかと思うので、ここも、どういうふうにするか難しいですけど、表現を工夫しないといけないのかなというふうに思うのですが。

会 長 ありがとうございました。今、審議会の基本的な考え方の中で、例えば（3）の③13年答申以降の取り巻く環境の変化は、（2）のと同じではないかと、先ほど課長もそんなお話もあったのですけれど、この辺のところはどうだということと、あとは13年答申の総括のありよう、内容です。どういうスタンスで総括するか、そういうことについてのご意見が出たわけでございます。これも一つのご意見として、伺いたいと思います。

委 員 大変難しい問題を、丁寧に、順序立ててまとめられる骨子が出てきてよかったと思うのですが、ただ、相当な分量というか、ボリュームがかなり厚くなってく
るだろうというふうに思うのです。読んでいる人は、恐らく何十ページもあるものをきちんと読み切るということはなかなか難しいので、最初の段階で、この答申を、この審議会ではどういう方向でやったのかということをもう少しコンパクトに示す必要があるのかなというふうに思ったのです。

例えば、前回の答申だと不安感が先になってしまって、いつ自分の学校は統廃合に当たってしまうのだろうかとか、こういうふうな現状があった時に、もうすぐに何か着手しなければいけないのではないかと、雪崩式にどんどんマイナスの方向に働いてしまったというような経緯があったように、話として聞いているのです。

ですから、そこのところをやはり安心感を与えつつも、なおかつ、こういうふうになった時に統廃合の検討になるのですよというふうなことを、早いうちに出していく必要があるのではないかと思うのです。私は、これからこれをどういうふうにまとめられるか、1の段階のところの基本的な考え方の中で、ある程度の結論まで出してあげてもいいのではないかというふうに思います。そして、言葉は適切ではないかもしれませんが、どういう時に統廃合の検討に当たるのか。例えば、要望が住民から出た場合ですよとか、あるいは、学校として機能しない、機能しないというのはどういうことを言うのかと言ったら、1クラスが10人以下になってしまったときにはクラスとして機能しなくなってくるだろうと。それが10人なのか、15人なのかということは検討の余地はあるかもしれないけれども、学校として機能するかしないかということはきちんとさせていく。あ

るいは、それは15人とは出さないで、複式学級にはならないようにしようという、だから、そこら辺の人数というのは、おのずから決まってくるだろうと思うのです。

学校全体としては大体100人ぐらい、学級としては10人から15人ぐらいというのが、一つ、警告する時期になってきて、そこからどういうふうに学校が努力をするのか、地域の方々が努力をするのかということがあるだろうと思うけれども、いずれにしても、まず安心させる、安心していただくということのメッセージを出してあげる必要が、私はあるのではないかとこのように思います。

それから一番最初の教育的視点ということなのですが、これは我々教育関係の人間が読むとすごくよく分かるのですが、教育的観点とか、教育的配慮という言葉は非常に曖昧な言葉で、一般の方々に分かりにくい感じがするのです。

例えば、今、「生きる力」と言うけれども、生きる力というのは生命保険も言っているのです。生命保険が言っている生きる力と、学校教育が言っている生きる力というのは一体どういうふうに違うのか。この生きる力というのは、終戦直後の生きる力と、今の生きる力とは違うだろうと思うのです。

いわゆる知識基盤社会などと言われている中で、世界に競争として勝っていかなければならないということもあるだろうし、競争だけではなくて、共生してお互いにみんなが助け合っていくという考え方もある。そういうことが、分かりやすく言いながら、しかし、切磋琢磨して学校が学校として機能できるような、そういう環境をつくりたいし、そういう環境でなければ学校というものは意味がないということあたりを、もう少し丁寧に話す必要があるだろうと思いました。

ですから、言いたいことは二つですが、三つぐらい。安心感を持たせる答申にしたい。最後まで読まないでどっちになるか分からないような答申ではなくて、第1章の段階で、ある程度の方向性が分かるようにし、なおかつそれが安心を持たせるものであれば望ましい。

そして、教育的配慮ということだとか、教育的観点ということについて、もう少し一般の方々に分かりやすいように、これからの学校というのはどういう学校になってほしいのかということを書くと書くと書くと、難しいことだけれども、その第1章が非常に大きな、私は勝負の分かれ道になるのではないかなという感じがしました。以上、感想でございます。

会 長 ありがとうございます。大変基本的なことについてご示唆をいただきました。

特に、表現、表記について、言葉が先に歩いてしまうこともあるものですので、あるいは、みんなが了解済みだと思っていっても、それぞれの異業種のお立場ですと全く違う受けとめ方もあるものですから、その辺の配慮もこれは必要かと思いました。

それから、この答申のボリュームとか、書きぶりもどういう形にするかはこれからの検討課題ですが、今お話があった点も、特に1、基本的な考え方にかかわって、また一つの貴重なご意見として伺っておければというふうに思っております。では、他にこの1にかかわって。

委 員 小委員会で皆さん、色々議論なさってきたので、違ったり語弊があったら恐縮

ですけれども、しっかりと情報をすべて正確に開示して、そこに住んでいる人たちが将来の判断材料にできるようなことにつながっていくような答申にしていくべきだと私は個人的に感じているのです。

というのも、今これだけ読むと、統廃合だけの話になってしまって恐縮ですけど、統廃合があるのか、ないのかどっちなのだとするところで、例えば曖昧になってしまっているのであれば余りよろしくないと思っているのです。

統廃合が、例えば起こるかもしれない地域に住んでいる方の立場に立って考えれば、そうならないように早目の対応ができるように、正確な情報を早目に出さなければいけないのだと思うのです。皆さんがおっしゃっているように、風評被害がないように、しっかりと前向きな答申にしていくというのはよく分かるのですけれども、そのためには私は正確な情報を開示すべきだと思います。

具体的に言うと、13年度の答申を拝見させてもらって、それまでの過去の人口の推移と子供たちの推移が出ていたのです。この答申に入れなくてはいけないのは、例えば、一つはマクロ的な視点で、これからの子供たちの人口予測がそれぞれの通学区域にどれぐらいになっていくのかとか。あくまで推定になってしまうと思うのですけれども、そういうものが一つ必要になってくるのかなと。それを見た人は、この地域はもっと学区を盛り上げていかななくてはいけないと、早目の気づきで、早目の対応ができるようになっていくと思いますので、マクロ的な予測は入れなくてはいけないというふうに思っています。

あと、前回、〇〇さんの方で資料要求なさいましたけれど、改築のスケジュールというのも、このタイミングで学校改築がこの地域は予想されるので、それに向けて例えばどういう行動を地域で早目にやっておかなくてはいけない、保護者は何をやっておかなくてはいけないというのも分かると思います。そうした情報をまず、これは1番のところなのか、ひょっとしたら視点のところの3番にかかるのかもしれないのですけれども、まずこの点は必ず入れておかなくてはいいのかなと思いましたので、指摘させていただきました。

会長 ありがとうございます。色々、様々な裏付となるデータ、資料、これは今までも何回か審議会で、校舎改築だとか、あるいは該当児童・生徒数の推移だとか、10年後、20年後ですか。ずっと幾つかデータがありましたけれども、そういうものも含めて住民に、不安を抱かないような情報の開示をちゃんとしっかりやるべきだろうというご意見でございます。これも、資料、データの扱いについても、またどういう形で出すか、そしてこういうご意見があったということで確認しておきたいというふうに思います。ありがとうございます。

他どうでしょうか。これは1の基本的な考え方…。

委員 1のところで、確認しておきたいのですが、13年答申の時、私はこの世界にいなかったものですから、詳しいことは把握していないのですが、結局、13年答申は統廃合的な数を明記したわけですか。それを今回、答申でそういうのを一切出さないということですか。この辺を曖昧にしまうと、すべて曖昧なまま答申になってしまうので、どこを基準に。

今、先生からの色々な話、それは非常に分かるのですが、……その辺、どうい

うふうにされる方向なのかくらいは今確認しておきたいのですが、いかがでしょうか。

事務局 現在、先々の資料等にも出てきますが、例えば望ましい規模を下回る場合の考え方のところでいきますと、これまで言ったような学校の総枠の人数と言いましようか、総枠の下限は撤廃をしていまいしょうと。ただ、こういっているところなのですけども、例えばその項で、いわゆる地域や学校があるいは行政が検討に入る、あるいは色々な方策をとっていくのを開始する人数というのはまだ具体的には明らかになっていない。本日の話の中でも、複式学級は避けたいということであれば、ある程度人数は見えてきますけれども、例えばそれが1学級一桁になったらやるとか、10人になったらやるとかというような具体的な数についてはまだ小委員会のところで具体的には決まっていらないです。

委員 前回資料をいただいて、100人以下の小学校は、ある程度、数校あるんですね。そういう学校で色々ご意見を伺いますと、とにかく教育委員会として増える努力をどの程度やっていただけるのかと。保護者は非常に关心ありますから、私の出身校も含めて、数校ありますが、それを一番要望していますよね。私は教育委員会が何もやっていないとは言っていないけれども、区として、方向性は増えることはやっていきますと言える方向で。新1年生が前から風評被害も含めて、現実には増えない。来年もこのままでいくと厳しくなると思いますので、その辺のところですね。数年これだけ努力したという結果を出しておかないと、数年後に答申を出したら、相当反発が来るのではないかと思います。私にも具体的なことはまだ分かりませんが。その辺どうなのでしょう。

会長 なかなか内容については難しい部分があると思うのですが、後でまた、今日の柱の先の方で具体的に出てくるかと思います。また話を戻しますが、審議会の基本的な考え方として今まで色々な方からご意見をいただいておりますが、事務局の方でまだこういう点でご意見をいただきたいということがあれば言ってもらいますし、あるいは他の委員の方でこれは基本的な考え方として、こういうことは入れておいた方がいいのではないかとのご示唆、ご意見ありましたらお出しください。

1番の柱はベースになるから、まずここはきちっと押さえておくべきであるとか、あるいは結論を先にきちんと書いておくとか、あるいは区民の皆さん方に、あるいは保護者の皆さんによく分かるような、分かりやすいような書き方とかを配慮するというご意見もございました。

これらも、皆さんご意見がありますので、これらをベースにして、また1については、ある程度の基本的な考え方をまとめていただくということで進めていきたいと思います。

今お話しいただいた何人かの委員の方のお話は、既にこの6本の柱の後半部分に幾つか絡まっているところが出ておりますので、1はとりあえずここで置いておきたいと思います。また後で出していいただいて結構ですから、先へ進んで2の方、ここも実は先ほど申したとおり、教育上望ましい規模についても大分ご意見をいただいております。

その中で、方向性として、どうも今まではメリット、デメリットで、こういうメリットがある、こういうデメリットがあって、ここはどうもよくないから統廃合云々という書き方であったけれど、もう少し、単なるメリット、デメリットの比較ではなくて、期待できるような効果を教育論的な、あるいは教育的な観点から意識して書く、そういったスタンスもあるのではないかというようなお話も出ておりました。2番の教育上望ましい規模について、それぞれのお立場でご意見等ありましたら出していただきたいと思います。どうぞ。

委員 また1番の問題に立ち返ってしまうのですが、ここは議論をしっかりとっておかないと、わけが分からなくなっていってしまうので、あえてもう一度申し上げさせていただきたいのですけれども。

教育上望ましい規模ということなのですが、本当に例えばきめの細かい学力の指導を行うという観点からいけば、小規模校の方が効果があると思います。

今、発想を変えなくてはいけないのは、競争ということ言えば、どうしても学校の中での競争に視点が行く。大規模校だったら多くの人がいるから、それだけ競争できるだろうと。小規模校だったら、小さいから競争ができないから、余り効果がないのではないかと、こういう発想です。でも、それを板橋区の学校全体で見たときに、その小規模校であっても、学力ナンバー1を目指すのだと。そしてそこに教育委員会も力を入れる、板橋区も力を入れる。そして地域もみんなやって、そこが学力1番にどんどん上がっていけば、またそこに人数が戻ってくるのです、帰ってくるわけです。

そういう意味では、例えば競争とか望ましい規模ということを論じるのであれば、個別個別単位の見方ではなしに、板橋区として、例えばこの学校へ行けば体力でナンバー1になるのだと、サッカーが強いのであそこの学校に行こうということで、人数について言えばそこで回復してくる可能性があるということで、望ましい規模ということについて言っても、その学校、学校の点だけの視点ではなしに、もっと板橋区全体のそういう競争力だとかというものについて、視点を、もっと発想の転換を変えてやっていくような学校の統廃合の議論にならないのかなというのはいつも思っていることなのですけれども。

会長 望ましい規模との関係で、今お話がございましたが、そのほかにいかがでしょうか。ここは規模等、教育論になりますので、当然、色々なお立場で全く真逆な考え方のある方もいらっしゃるようございますが、いかがでしょうか。

望ましい規模ということで、2番目の柱でございます。ここに何点か方向性について列記しておりますが、今のようなご意見を幾つか出していききたいと思います。

委員 今の〇〇委員のご意見に対してなのですが、板橋が教育上望ましい規模と出したこの数ですが、今まで論議をしてきたのは、競争することによって子供たちの学力を上げていくというための規模という考え方ではないと思うのです。板橋の場合は今、何を一番進めているかといえば、競争というより、子供たちが主体的に授業に参加をして、本当に活発な論議をする中で学び合い、共同学習を通して生き生きした授業を進めようとしています。そのためには、色々な子ども

がいて、子どもって色々な考え方を持っていたり、すごくバラエティーに富んだ考え方を出すことができるのです。そういうところを見ても、一定の数がいるということが必要で、競争するからではなくて、一人一人がお互いの色々な意見を吸収することで成長していくというところで、望ましい規模というふうに出されてきているのではないのかと私は考えているところです。

あまりこれが少なくなってしまうと、確かに1対1に近づいていけば、きめ細かな授業はできるかもしれませんが、けれども、今は家庭に入っても子どもが少ししかないという中で、大人がすべてお膳立てをしてあげてしまいがちな中で生活をしている子どもたちが、学校でもまた同じことを、そういう環境の中に置かれてしまうというところです。できれば、子供たちか自分たちの中でお互いに学び合うという体制を作っていきたいと考えた上での望ましい数というふうに考えています。

会 長 あといかがでしょうか、委員の方で。前にもこれに似た話題になりまして、いわゆる島しょ、島、僻地などでは1学校で10人しかないと、これでは困るということで地域の方がもっと何とかしてくれというような、逆の意見もあったわけです。ただ、そういう時に、多様な子どもたちとか、色々な人との出会い、触れ合い、子ども同士ではなくて大人と、あるいは地域の方と、どうやって触れ合う機会を作るかとか、あるいは切磋琢磨するか。色々な教育的なお考えがあるということが前にも出ておりましたけれども、今のまたご意見も一つの考え方だと思います。

委 員 好ましい規模ということなのですが、私も不勉強で、こういう数字が出てきているということ自体が、色々な意見があると思います。今、〇〇委員がおっしゃっていたように、人数が少ないと色々な面で支障が出てくるというのは当然だと思うのです。逆に人数が多いと、例えば中学校15学級、これは物理的な問題で、学校の規模だったり、広さだったり、教室の数だったりで受け入れることができないというのは分かります。だけど、大規模校というのは、超大規模学校というのが望ましくないかと言ったら、私は全然そんなことはなくて、私の自分の経験上で言うと、自分の中学、高校というのは私学に行ったのですけれど、1学年に600人いるような学校だったものですから。私としてはその学校を出たことによって、大規模だと本当に色々な仲間もいますし、そういう色々な将来にわたってのいいメリットみたいなものが、私にはあるものですから。これが望ましい規模というのが果たして妥当なのかどうなのかというのが、私はちょっとそこまで突き詰めて考えられていないものですから、どうなのかと思うのですけれども…。

会 長 というご意見もあると。実は、望ましい規模というのも、これもかなり国とか他の都道府県とか、あるいは市町村の色々なデータとか、実践事例とか、報告とか、そういうものをもとにして、一番ベースになったのは中教審でしょうか。その辺のところの国レベルの意見も多様な地域の声を集約した形で、教育の専門家などのご意見もいただきながら、中教審では答申を出されたのだと思いますが、そういったようなものなのも参考にして、板橋区としてはどうだろうかというこ

とで、とりあえずこの数が皆さんの共有の望ましいという意味合いで出されたものだろうというふうに思っているわけです。

それから、今のちょっとどうだというお話があった大規模校の件ですが、これも後でまた5番で出てまいります、かつての公教育の場合も、終戦直後の子供たち、非常に学校規模が大きくて、入りきらないから2部学級をやると。あるいは中学校でいうと、1学年15クラスなんて当たり前でしたから、そうすると、500人、600人なわけです。3学年で言うと2,000人近いですね。そうすると、これはいい意味もあるだろうし、逆にまた色々問題もあるだろうと。例えば、修学旅行に行こうとします。では13クラスか15クラスあるとすると、これはどうやって移動するのかと。大変だったのです、昔は。それこそ同じコースを行くのでも、逆コースを回るとか。バスだって、もし1クラス50人で8人いて400……16クラスあると、大変な苦勞をしたという話も聞いておりますし、私も経験があります。

そんなことで、メリット、デメリットというところ色々あるかと思います。大勢の中での切磋琢磨は色々な異質の他者等の存在を理解しながらお互いが切磋琢磨して、たくましく強く生きていくと、そういうこともあるだろうし、逆に小規模だったら、それなりにうんと先生の目が行き届いて、よく勉強も、遊びも、人間関係も、色々指導を受けるだろう。しかしそれが今度逆に、小規模だったらそれでいいのかとよく言われるのが、島しょ、先ほど言った僻地の場合には、いきなりそういう学校から出た子が就職したり、大都市へ来た時に、非常に今度は萎縮してしまって、人と上手くコミュニケーションをとれないといった問題も過去には随分色々事例が報告されました。

そんなことで、色々大規模、小規模についてもご意見、お考えがあるわけですが、今のご意見などもこの委員会として共有しながら、今まで10回ぐらいですか。検討してきた中でこの2番目の柱として望ましい規模ということで、とりあえず仮押さえをしておきますので、その後で答申の方向性として、今事務局の方でどうだということを出しておりますが、この辺にかかわってもうちょっとまた出していただけたらいいかなと思います。色々お考えがあって当然ですから、出していただきたいと思います。

委員 今、中教審の話が出たのですけれども、一般的な傾向として、大規模校になると先生の目が届きにくくなってくるということがある。私立と公立の場合、私も私立も公立も両方経験したものですから、経営者としてやってきて分かるのですけれども、私立と公立で若干違いがあると思います。

ですから、それを同列にするということはなかなか難しいと思うのですが、一般的な傾向として、大規模校になると一人一人の個人が埋没しがちになる。特に小規模校の小学校から上がって来た子供たちが大人数の中に入った時に萎縮してしまうという傾向があって、これがいわゆる今の小1プロブレムだとか中1プロブレムだとかという問題として、不登校の問題、あるいはいじめの問題ということに非常に大きくかかわってくるということから、ある程度の大きさの規模を維持していくということが大切なのではないか。余り大規模校になり過ぎない方が

ということがあると思います。

それから一つ、競争という概念ですが、人との競争ももちろんこれは大切なことだと思うのですけれども、余りそれが行き過ぎてしまうと、さっきのように埋没したり脱落したりするという問題が起こってくるので、自分との競争というのでしょうか。自分自身が昨日の自分と今日の自分、あるいは1年前の、小学校1年生が2年生になった時にどれだけ成長してきているのか。そういう自己実現というような観点から見た競争という考え方も非常に重要な考え方ではないだろうかと思う。

人と競争するというと、1番は1人しかいないわけですが、1番が1人では、どんなに小規模校だって1番になれない子は、ずっとなれないわけです。それよりは、自分が昨年よりも、昨日よりもどれだけ成長したのかということを意識させるような、そういう意味での競争という捉え方というものも、一つ大事な観点ではないだろうかと思いますし、あるいは老人ホームの方々と触れ合いことによって思いやりが豊かになるとか、あるいは低学年の子供の面倒を見られるとか、そういう知的な部分だけではなくて、情意的な部分での成長というふうなものをどういうふうに評価していったらいいのか、この辺も大きな問題だと。

必ずしも、人とのことばかりが競争にはならない。そういう視点が大事だということも、どこかに盛り込んでいくことが必要かと思いました。以上です。

会長 ありがとうございます。色々なご意見がありますけれども、事務局でこれをまたまとめるのは大変ですが、まとめる時には、色々な各論を併記しながら、とりあえず素案を出していただいて、出口に至ったところあたりで、まず全体での共有、共通認識をまとめていきたいというふうに思いますので、色々な方のご意見をいただいております。

ほかどうでしょうか。学力とか、情意面の話も出ました。分かりやすい例で言うと、例えば教育の効果という時でも、例えば学芸会、運動会がありますね。これも、小規模校で、1学年10人とか8人とかなっていくと、学年ではできなくなる。そうすると全校でやる。それも全校でも30人となると、それなりにやりようはあるのですけれど、そういう時のありようはどうなのだろうか。

つまり、そういう子供たちが日常、学校生活を送る上で、お勉強だけではないです。教科書だけの勉強だけではなくて、友達付き合いということも大事。あるいは、みんなと一緒に協力し合って合唱をやるとか、学芸会をやるということも大事だろうし。あるいは、今度は、自分たちの住んでいる教室や廊下の掃除をどうするか。5、6人しかいないで掃除をやったら大変なことになってしまう、そういう清掃活動だとか。

あるいは、中学校あたりで問題になっているのが部活動です。これも、生徒数が学年に何人もいないのですが、そうすると部活が成り立たないです。今どうやっているかという、小規模校の場合ですと、幾つかの地域連合、幾つかの学校が寄り集まって練習して部活動をやっている。だから、これも色々な意味で、ご案内のとおり、物理的にも、時間的にも難しい面があるのです。指導者の問題もある。

そういうふうに、色々とメリットもあればデメリットもあるのです。その辺のこともみんな踏まえた上で、では、望ましい規模はどのぐらいかということで、これまで何回か会議をやってきたわけです。その辺のところをそろそろまとめるということで今、話をもう一回振り出しに戻って出していただいているわけですが、けれども、あと、まだありましたらどうぞ。

委員 子供たちの教育の効果と言いますか、子供たちが受けるものについては皆さんの意見がそのとおりだと思うのですが、過去、これまでの審議会の中で、もう一つ規模に関して言えば、教員の配置というか、中学校も小学校も同じように、ある程度の規模がないと教員の人数が絞られてしまうという点があったはずです。

だから、これが1クラス50人でも10人でも同じ先生の数でいいのかという部分も含めて、全部洗い出しをやったはずですが。あの点を、もう一回整理して入れないと、これは板橋区独自ですけれども、中教審について新しく出た考え方の中では具体的な説明はありませんから、あそこに則って我々がやる必要はなくて、板橋区の中で、こういう形で先生はこのぐらいの、学校の中の先生もこのぐらいの配置にすると、とてもいい環境ができる、子供たちにとってプラスになるという視点は入れておくべきだと思います。

会長 これも前に話題になりましたね。データも資料も出してもらっていますけれども、例えば、5クラスと6クラスで、1クラスの違いだけで教員が全然違ってくると、配置が。増えるか減るか。そんなこともあるということで、これも審議会ですらデータでございしますが、その視点を忘れないようにということでございます。

ほかはどうでしょうか。

委員 私たちが今審議しているのは「公立学校」ということが大前提なわけですね。そのために、そしてまた、この審議会そのものが規模と配置について考えなさいと言われていた審議会です。

ですから、教育的な観点といっても、規模と配置を中心にした教育的な観点という、どうしたってそこに絞らなければならない、そういう制約が当然あると思うのです。教育の内容について色々補充したり、色々していけば教育はもっと環境としてよくなるというようなことを、たくさん盛り込みたいことはありますけれども、規模と配置についての審議会ということで、私は自分の思いがそこになくても、規模と配置ということで板橋区全体を考えた時には、こういうところにまとめていかなければいけないのではないかという思いで審議会に参加してきています。

自分自身を考えた時に、小学校、中学校なんて、本当に1学級60人の1クラス、そして十何クラスですから、公立でも戦後間もなく小学校に上がった人間としては、小学校、中学校では非常に大きな人数の中に、その中でも私たちは何も感じないで、それが当たり前だと思って生きてきたのですけれども、今の子供たちの置かれている環境というのは、もう既に戦後70年近くたっていますから、大きく変わってきているわけです。そういう中で、子供たちに、複雑になった社会をどのように生き抜いていく力をつけるかということは、どのような学校でも基

本に置かなければいけないことだろうと思います。

私も〇〇小学校の最後の校長として、統廃合で学校をおさめた経験をしました。私が行ききました時に、1年生は6人だったのです。6人しかいないのだから、この子たちの学力をどれだけ伸ばせるか、担任の先生にやってみようということで色々やったのですが、子供たちは、自分たちが6人しかいないので、誰ちゃんも算数が苦手、誰ちゃんも国語が得意、誰ちゃんも体育がだめとか、子供自身がはっきりと回りの子供の力を見てしまっているし、そしてまた、自分もそういうものだというように、自分でも決めてしまっていく。1年生でもそういうふうになってしまっていく。

そういう中で、その状況をシャッフルするということでしょうか、変えるということは本当に担任の教師の力だけではとてもいらない。それから、子供の数が減ってくると親の数も当然減ってきます。そうすると親の人間関係イコール子供の人間関係になってしまう。こういう今の子供たちを取り巻く環境の中で、どのような規模にしていくことが望ましいのかということ、ここの審議会では最初のころに、ずっとやりましたね。そして出てきた数がここに述べられている数というふうには私は受けとめているのです。

ですから、人間関係が変化するチャンスを与えるということで、各学年、複数学級が必要で、余り大きくなってしまった時に問題が出てくるだろう。でも、そのときに、どのような手立てが必要なのかということも考えていこう。具体的にどうするかというところまでは、まだ出ていません。でも、どのような手立てが必要なのか、どういうことをしていかなければいけないのか。あるいは学校が小規模になってしまった時にも、どのような手立てをすることが必要なのか。その内容については、私たちはここでも、小委員会でも、まだそこについて詰め切れていません。でも、そういう方向を、小委員会としては出してきているというふうにご理解いただきたいと思います。

会 長 ありがとうございます。確かに、私たちは色々適正規模・適正配置ということの審議会でございますけれども、どうしても教育という概念で見ると、色々な側面から物を言いたくなるし、考えたくなります。これは当然のことですけど。

もう一回、この委員会の原点に立ってというご指摘もございました。当然、それはそれとして押さえながら、可能な限り教育の観点あるいは視点も加味しながら、適正な規模や配置がどうなのか、そこを考えて、また話を進めていきたいとも思っております。

資料の1ページの下に①から④まで、例えば、方向性と出てまいりました。特に、先ほど来、全般に関わることで、「風評」というような言葉でも出ましたけれども、地域の方や親御さんが一番心配になることで、小規模校だったら、なくなっちゃうんじゃないかということがありましたけれども、そういうことについての記述で、例えば、③では「規模未満の学校が即統廃合に結びつかない」ということをちゃんと明記したらどうでしょうかというご提言があるのです。これが示されたら大分親御さんや地域の方や町会の方たちの不安というのは、随分変わ

ってくるような気がいたします。

これに関わっては、前に京都市の例のプランがありましたね。あれなども、地域にお任せというようなことがあったのですが、こんなことが話題になったことを今思い出しました。

それから④も同様のことですけれども、「規模未満の学校が望ましい環境ではないということにすぐ、イコール結びつかない」、こういう縛りもあるようでございます。もうちょっと積極的に言うと、小規模校の特性を生かした教育の展開だってあるのではありませんかというようなことも書こうかと、皆さんが今までの意見の中で示しているわけです。

そんなことでございますので、この辺の方向性について、今のところ、こういう形で進めていいかどうか。それからさらに、これがもう少し具体の文章化された時に、色々とまだご意見があらうかと思えます。今のところ、こういう形でどうかということでございます。

あとは、次のページの5まで出てきております。いかがでしょうか。

それから、先ほどから出ていますが、網掛けについては小委員会での具体的な討議内容ですから、今まとめていただいた事務局の①から⑤までのことについて、網掛けを読むと、こういう趣旨だったのかということがよく分かるような気がいたします。それも、もう一回参考にされながらご意見をいただきたいと思います。どうぞ。

では、先を急ぐようで恐縮ですが、次の3あたりは、私の感じでは一番色々ご意見いただくところかなと思います。1と2については、既に何回かこの点について、今話題になったようなことも各委員から何回かご質問やご意見があつて、それをベースにまとめたものでございますので、3に入っていきたいと思いますが、いいですか。いずれまた必ず戻りますので、積み残しのないようにしたいと思います。

では、3につきまして、また補足があれば言っていいただければ。

事務局 説明から少し時間も開きましたので、3番につきましては、適正配置を検討する上での課題7項目ということで、前回の審議会の資料でも、これまでの審議事項の確認ということで7つ挙げられてきたものでございます。ここでは、その取り扱いと追加項目があるのではないかなというような議論が、小委員会の中では行われておりました。

会長 発言中申しわけないのですけれども、今7つとおっしゃったのだけれど、その7つを言っていた方が。皆さん色々なところでお忙しい仕事をやられていますから、思い出すために。

事務局 7つにつきましては、3ページの網掛けのところです。

◇の四角の上から4つ目のところです。ここに、少し字は小さいのですけれども、(1)から(7)という、左側の文字がこれまで示されてきた7項目です。

(1) 地域と学校の連携の問題、(2) 通学区域変更の限界、(3) 一部小学校の大規模化の懸念、(4) 大規模集合住宅の影響、(5) 学校改築による見直し、(6) 特別支援教育との関係、(7) 小学校、中学校連携教育の推進という

のが、これまで言ってきた7つの項目になります。

会 長 つまり、適正配置、学校をどう適正に配置するかという時の考え方、問題の切り方、切り込みという意味では、7つの視点があるのではなかろうかと。とりあえず、今7つ挙げたわけです。だから、地域と学校の連携はどうあったらいいのでしょうかということとか、以下、7つ挙げているわけです。さらにまたほかもあるかというご意見で、そういうことで7つですね。

途中で口を挟んで申しわけありませんでした。

事 務 局 7つの解説につきましては、前回審議会の資料4のところに1項目ずつ、これまでの審議を踏まえたものが要約されております。

引き続いて説明いたしますと、小委員会におきましては、これらにつきましては、課題というよりは、いわゆる適正配置であったり、個別具体的な事例を検討するところでの視点という取り扱いにした方がいいのではないかとということで意見が出されております。

それから、あとさらに、この7項目以外に追加すべき項目はないのかということで、具体的には財政面改築、通学距離の指定などというものも小委員会の中では挙げられてございました。

会 長 ありがとうございます。適正配置を考える上で、7つほど視点を挙げている。さらにもう一つ、通学距離ということも考えなければいけないのではないかと。これも実は、審議会で何度も、あの学校は遠い、途中で環七が通っているとか、交通事故が多いところだとか、あるいは逆に辺鄙なところで、帰りが遅くなったら不安だとか、色々なご意見があったのです。そういった通学距離などについても今度は入れてもいいかというご意見がありました。

では、これについて、課題を視点という形でどうかということでございますが、この7つプラスαでしょうか。ご意見等ありましたら、どうぞ出してください。

委 員 私の理解では、今この7項目とは一体何なのだということですが、その辺のところをはっきりさせておかなければいけないのかなと思うのですが。

これまで何度も審議会を重ねてくる中で、適正配置のあり方に関わって、こういう問題があるね、ああいう問題があるね、こういう問題があると、それを集約すれば、この7項目ぐらいの課題になるのではないかと、そういう位置づけだろうと思っています。様々なご意見が出されましたけれども、この7つの観点、そういった項目の中にすべて包含されてしまうのではないだろうか。

例えば、(1)地域と学校の連携の問題で言えば、その地域に住んでいるけれども、子供たちが別の学校に通っているとか、そういう問題がありますよとか。あるいは、小学校、中学校連携教育の推進というものがありますけれども、なかなか中学校区があっても、小学校と中学校との連携が進まない実態があります。その辺のところをもっと促進させるにはどうすればいいとか、そういう話題が出されたと思います。そういったものを整理していくと、この7項目ぐらいに集約されるのではないかと、そういうふうに私は理解をしています。

ほぼ、その適正配置に関わって、その辺のところ集約されるものでほぼ包含されるだろうと。そうするとこの7つの項目を今後どういうふうな形として生か

していけばいいか。それが一つ視点という考え方になるのではないかと私は捉えているわけです。

会 長 また整理していただきましてありがとうございます。

これについて、今項目が挙がっているのですけれども、これらの中身はどうか
が問題です。これは文章化していくということになるかと思うので、その時に、
「いや、こういう書きぶりではだめだ」とか「この視点が落ちている」とか「こ
こをもっと強調してくれ」ということが出てくるかと思いますが、今の時点では
こういった項目、視点でいかなものかということです。

例えば、今出てきた（１）では、地域と学校連携。地域という時に、その地域
が何を指すかという問題も出てまいります。では、青健とはどうなるの。あるい
は、地域の町会とはどうなるのですかと。健全育成の場合から言ったら、どうい
う形になるのですかとといった地域の捉え方。あるいは、地域センターと学校の校
区との関係はどうなっているか。色々と捉え方が出てくるし、そこでの表現の仕
方も出てまいります、これは今までの審議会でも大分ご意見があったわけです。

だから、そういうことを踏まえて、ここでは、適正配置を考える上では地域と
学校ということの連携について１項目挙げておこうではないかということです。

そういうふうに、事務局、捉えていいわけですね。だめですか。

事 務 局 小委員会のところでは、取り扱いの①にございますように、これら各項目の解
説説明を一つずつしていってしまいますと、今、会長がおっしゃったように、地
域の捉え方の説明も多岐にわたりますので、一つ一つの解説や説明は行わずに、
例えば、具体的な事例モデルの検証であったりとか、適正配置の検討の中でその
視点を取り扱っていくというようなことで小委員会では決めているところです。

会 長 失礼いたしました。分かりました。ここで、いきなり各論でやるのではなくて、
適正配置の場合は、こういう視点で、切り込みで考えますよということにしてお
いて、今度、具体的な各論的なことは、例えばこの６番で、配置を検討する地域、
学校のある例を挙げて、こういう時にはこういう問題が出てきますよとか、具体
的に示すということですね。

分かりました。今、３のところで、事務局からご説明があったとおり、配置を
説明するのは、７つになるか８つになるかは知りませんが、こういう視点で適正
配置かどうかを見ていこうではありませんかということで、この７本でよろしい
かということですね。分かりましたか。それにご意見をいただきたいと思います。

あと、通学距離のことも若干出ました。７プラスαかどうか知りませんが。

あるいはまた、この中には、学校改築みたいなものもありますね。区長部局の
方で、お金の問題もありますね。こちらはこちらとしての考え方を、そちらであ
ると思いますけれども、そんなことや、あるいは教育委員会としての特別支援
教育ということで、それぞれ自治体独自の色々なお考えもありますし、難しいと
ころであるのですが、しかし、ここでは、そういうことも目配りしながら適正配
置を考えていこうという立場で、今まとめていただいたということでございます。

この視点でよろしいでしょうか。

委 員 （２）通学区域変更の限界というのは、限界があるから簡単に変えられないと

いう意味ですか。

会 長 いや、その説明はさっき。

委 員 もう1回、聞き逃しましたので。答申の段階で問題があった地域を変えていこうと。私の地域の小規模校など、すぐにでもやってほしいと、努力をすぐにやってほしいという議論です。ここまでやっても、どうしても色々な意味で新1年生が増えませんでしたと。そういうふうにしてほしいという声があるのですが、その辺で、学区域の変更というのはすぐにできないのでしょうか。その辺、どうでしょうか。

事 務 局 7つの課題を出した時には、恐らく、この課題を洗い出した視点というのが、実際に、13年答申で下限を下回る学校が幾つかあり、実際に通学区域の変更をしたけれども、その後、数が上がっていく効果が現実的には見とれなく、通学区域変更には限界があるのではないかという形で、多分その7項目になっていると思います。

ただ、項目出しもそうですけれど、その限界と言いますと、先に進むべくものは全くありませんので、この小委員会では「通学区域の限界」というような言い方ではなく、「通学区域変更について」というような取り扱いにして、まだ通学区域については一つの方策としてはやっていく余地があるという考え方もありますので。個別具体的な話でいくと、今後も通学区域変更というのは、実際に、もうやらないということではない。

委 員 なるべく、限界と言って、誤解を招いてはいけない。

委 員 これは表現方法を変えた方がいいんじゃないですか。限界というと、これ以上できませんと捉えられちゃいますよ。

事 務 局 そういう重くのしかかるような表現が見受けられましたので、資料2の3ページのところに少し矢印を引いて、学校の連携の問題とか、限界とか、懸念という言葉は、視点という項目立てのようなイメージで表記は変更したいと思います。

会 長 枠をはめないで、縛りをかけないで、フリーにということですね。

ついでに、小委員会で、その矢印の右側に変えたということですね。この小委員会で変えた7つの視点でよろしいかということですね。3番の柱では。分かりました。

委 員 2つほどあるのですけれども、1つは、通学距離についてです。

13年答申を見ると、小学校が1キロ、中学校が1.5キロとなっているかと思うのですけれども、これは恐らく何か根拠があってそういうふうになっていたと思うのですけれども、まずその根拠が分かれば教えていただきたいのと、区としての考え方を伺っておきたいと思います。

もう1点は、学校改築の視点のところともかぶるのですけれども、財政的な視点との関係性が非常に微妙な感じかなと思うのですけれども。先ほど、小規模校の統廃合ということを書くのだったら、大規模校の新設ということもきちんと議論をしないと不平等だというお話があったと思うのですけれども、私も大規模校が発生した場合にどうするのかということは、すごく重要だと思っていて、財政的な視点と言ってしまうと、「やらなくてもいい」と審議会が言ってしまう恐れがあ

ると思うので、ここは「財政的な視点」という言い方をしない方がいいのではないかと思います。

会 長 特に2番目のところは、財政的云々ということは、審議会としては、あくまでも教育的観点ということでやっているわけだから、変に事項で縛ることもないのではないかと。そんなふうではなくて、普通に、フリーに、中立に、子供の教育のためにどうなのですかという、教育的な観点から見て扱いたいということだろうと思います。

余り財政云々と、そういうふうに自己縛りをかけなくていいのではないかなということですね。当然、ない袖は振れませんから、先はまた先で、区長部局は色々お考えがありますから、これはまた別です。この審議会としては、そういうお考えでどうかということです。それもお意見の一つとして入れておいてください。

事務局 通学距離の点ですけれども、一定の距離というのは、基準は小学校、中学校で別の観点から示されたりしているのです。平成13年答申の中の距離というのか、確固たる根拠というのを調べてみて、つかみかねたところがあるのですけれども、小委員会の中でもその手のやり取りが実際にありました。

小委員会の中では、恐らく当時は学校の統廃合をしても、それだけの通学距離は保てる、あるいは保つような形で区域を定めるという基準で記述を載せているのではないのでしょうかというような。

事務局 財政的な視点のお話が〇〇委員からありまして、事務局としては大変嬉しいのですけれども、ただ、今のところ学校の改築に関しては27年度の完成分までしか、教育委員会としては計画が立てられない状態です。

先ほど説明があった資料を見ても、55年経過が平成30年という実態も、実際に出てきていまして、何回か降りました豪雨で、学校中水漏れだらけとか、体育館がびしゃびしゃというような学校がかなり出てきているのは実態です。

それを、適正配置と全く関係なく改築計画を立てるというのは、とても財政的に現実的には難しい話です。それができれば本当に一番嬉しいところですが、これからそのほかの教育費全体をどう捻出をしていくのかということも、教育委員会の中で努力できる部分はしろというような話もきていますし、そういう観点からも、全く財政に触れないというのは、なかなか許されないものかと思っています。

実は今回、耐震工事を全部前倒しで、かなり財政を投入してやってもらいましたおかげで、3月11日のときにも本当に大丈夫なのですけれども、その時も、それから改築に当たっても、みんな耐震という視点でやったのです。そのときに、本来は近隣の学校と適正配置ということを経点の一つに入れながら、耐震補強工事もできればもっとよかったと思うのですけれども、とてもそれができない状況だったので、耐震補強を先にやってしまいました。

これからは、きちんと整合性を持ちながら改築計画も立てていかなければいけない事態になって来ざるを得ないので、このあたりに全く触れないというのは、私としては難しいかなと思います。

委 員 区長部局が参加していまして、財政問題を担当しております。とにかく大変重

要ですけれども。

こういう学校の適正配置とか統廃合の問題を考える、先に財政ありきだと。そもそも13年から統廃合を進めてきて、途中で進まなくなったわけです。正直に言えば、教育委員会の統廃合は、その後はどうなっているのか。結果的に、子供の数も総体的に減ってきている動向からすると、まだまだ学校数が減ってもいいのではないかなという受けとめ方を区長部局ではしておりました。早く、もう一回審議会を、新しい考え方で進めないといけないのではないのかということもあって、開始が遅れたのはあるのですけれども、急がせたという経緯はあります。

ただ、こうやって現実に議論していると、そんなに簡単に統廃合がスムーズにいくというものでもないということは分かりますし、確かに、学校数が減れば財政的には、将来の改築需要なども考えると非常にいい要素ではあるのですけれど、一方で、大規模校の問題もあって、もし仮に、新設となると、今度はそういう土地がないわけで、土地を買収するのに、では、どこに建てるのかという問題が出ています。

それから、学校については、改築が将来的に大変な問題になるというのは随分昔から分かっている、とりあえず古い学校全校改築という前提で試算して、今の義務教育施設整備基金というのを昔つくったのです。何百億という基金を貯め込もうという計画はあったのですが、現実の財政というのは生き物でして、計算どおりはいきませんので増えたり減ったりしているわけです。今、改築を進めているところも、大修繕のところも含めて取り崩して、計画的に見通しができるところだけは具体化してやっていくということなので、触れていただくのはいいと思います。余りがちがちに財政ありきでやるのだというふうにやるのも問題なのかなと。

ただ、現実にやる時は、財政が基本で行きますので、計画を立てても必ずしも計画的にいかないということは、まああることなので、そういうことを前提の上で、本来どうあるべきかというのは重要なのかなと思っております。

住民の皆さんとか、全部合意ができて、上手く進めていくような形になればというふうに、とりあえず今のところそんな感じで受けとめていますので。

会 長 ありがとうございます。非常に教育に対する温かい、確かに、一方で、ない袖は振れないという、非常に苦渋のご判断をいただいておりますが、でも、温かくそういう形でやっていただいております。

我々としては、財政面と言いますか、学校改築につきましても、あるいは配置についても、大規模校の問題についても、我々としては、くどういようですが、基本的なスタンスとしては教育の観点からまず考えていきたい。逆に、余り財政のことに気を遣い過ぎて自分を縛っては本末転倒になりますので、それは別として、しかし、「かくあるべきだ」というような表現ではなくて、例えば、「こうすることが望ましい」とか、そういう色々な形で、我々の審議会の意思というものを、お金のない区長部局にお願いする時も、できるだけ生かしていただくような趣旨、それを我々としても、事務局と一緒に協力しながら何とか子供たちの幸せのためにということを大事にした表現にさせていただければありがたいと思っております。

さて、先ほど3のところ、7つの云々ということで、これでいいかということで、事務局から取り扱い等についての提案がございました。

これについて、何人かの方からご意見ちょうだいいたしましたので、それらをまたベースにして、この柱の中に入れていただけたらと思います。

実は、時間のことなのですが、もう5時直前でございますので、本当はもうちょっといけるかと思ったのですが。というのは、前にスケジュールをいただきましたね。あれで、次回をやって、12月には中間まとめということになっていて、これは大変なことですが、しかし、拙速ではいけませんので、何とか効率的に、事務局、あるいは小委員会にお願いしながら話を、まとめてもらいたいと思います。

今日は3までにしておいて、ここまでで積み残しておいて、次回は4、望ましい規模を下回る場合、5が上回る場合、6は配置を検討する地域、学校についてということで、4、5、6を中心にまた審議を進めていきたいと考えております。

まだ、今日も1から3までで言い残したところ、あるいはまだまだ不十分のところ、言い足りないところがあるかと思いますが、今日は時間のことがございますので、ここで閉じて、あと論点整理につきましては、またまた小委員会に下駄を預けます。大変でございますが、またまとめておいていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

事務局で、最後に連絡等をいただきたいと思います。

事務局 本日の審議ありがとうございました。次回は、先に、まず小委員会を挟んでということになりますので、本日、1から3番までいただいた意見を、もう一度こちらで、事務局として整えさせていただきます。

それから4から6番についても、今日幾つご意見を議論の中でいただきましたので、その点についても再度精査していきたいと思います。

今後、日程的にいきますと、そろそろ色々な議論がありながらも、なるべく早い段階で成文化をしたような形で、さらに答申のイメージとなるような形をお示ししたいと思います。先立って、小委員会の委員の皆様に見ていただくような形になろうかと思いますが、一つよろしくお願いいたします。

具体的な日程ですが、まず小委員会の方は10月3日、月曜日になります。午後3時から教育委員会室で行います。また、事前に資料あるいはご案内等を送らせていただきたいと思います。

この審議会につきましては、11月4日の午後、いつも午後3時という時間ですけれども、なかなか10月以降、11月、12月と、議会等、あるいは学校活動、様々な活動の中でご多忙なところ恐縮ですが、11月4日の午後ということで、よろしくお願いいたします。

事務的な連絡は以上です。

会長 確認いたします。小委員会は10月3日の3時から、教育委員会室でしょうか。では、小委員会の先生方、よろしくお願いいたします。

それから本会の審議会は、次回は11月4日、金曜日の午後3時からでございます。

事務局 会場については調整中でございます。

会長 もう1回確認します。11月4日だそうです。金曜日の午後3時からということでございます。では、委員の方々、お忙しいと思いますが、よろしくご出席方
お願いいたします。

本日はお忙しい中、本当に色々ありがとうございました。では、いったんここで審議会を閉じます。どうもお忙しいところありがとうございました。